

東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害への対応を求める意見書

昨年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所の事故が発生し、事故による放射能汚染の影響は、福島県内にとどまるものではなく、宮城県においても、福島第一原発から約45キロメートルと同原発から福島市までとほぼ同距離の町もあり、福島第一原発から飛散した放射性物質が県内の産業や県民生活に深刻な影響を与えており、本格的な復興を目指す我が県にとっても重大な障害となっている。

とりわけ、放射能に対しての感受性が強いと言われる子供たちの保護者の不安は大きいものとなっている。

さらに、それぞれの部分における放射線量の暫定基準はあるものの、放射線量の安全基準が明確でないため、国民の間で放射性物質の影響に対する不安が広がっている。

すべての県民が安全・安心を取り戻すためには、原子力発電所事故の一刻も早い収束はもちろんのこと、県民の健康管理、原子力賠償への十分な対応、徹底した除染の実施、風評被害の払拭など、あらゆる課題を早急に解決しなければならない

よって、国においては、放射性物質の影響から国民を守るため、次の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 健康影響調査の実施に関する統一的な基準等の明確化と対応方針の策定。
2. 子供たちの健康影響調査の実施については、国の責任と判断において、健康影響調査の実施の必要性や対応方針について明確な基準を早急に示し、調査を実施すること。
3. 学校や保育所等における給食食材に関して不安が高まっていることから、食材の安全安心な流通確保など、不安を払拭させる対策を講ずること。
4. 放射性物質を含む稲わら、牧草、堆肥、汚染に伴い生じる土壌及びこれらの焼却灰等の管理や処理、汚染状況重点調査地域以外での除染等についても対応すること。
5. 原子力賠償の対象と認められたのは、政府による出荷制限指示等があった牛肉関連、しいたけのみであり、自主避難者及び滞在者に対する賠償が福島県で、また、農林水産物や観光業などの風評被害が関東などで認められたことから、放射線量や地域的条件の差異のない本県についても対応すること。

また、本県におけるすべての損害を、原子力損害賠償紛争審査会が定める

指針に賠償の対象として明示にすること

6. 放射性物質の測定、除染など、これまでに自治体等が講じた対策に係る経費は、国が全額負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月13日

宮城県大河原町議会

内閣総理大臣 野田 佳彦 殿

文部科学大臣 田中真紀子 殿

厚生労働大臣 三井 辨雄 殿

経済産業大臣 枝野 幸雄 殿

環境大臣 長浜 博行 殿

復興大臣 平野 達男 殿

内閣府特命担当大臣(原子力行政) 前原 誠司 殿